

令和3年 第1回

仁木町議会臨時会会議録

開会 令和3年1月29日(金)

閉会 令和3年1月29日(金)

仁木町議会

令和3年第1回仁木町議会臨時会議事日程

- ◆日 時 令和3年1月29日(金曜日)午前10時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場
-

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会委員長報告
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 行政報告
日程第6 議案第1号 損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて
日程第7 議案第2号 令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第6号)
日程第8 議案第3号 特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例の制定
について
日程第9 議案第4号 第6期仁木町総合計画基本構想及び基本計画の策定について

令和3年第1回仁木町議会臨時議会会議録

開 会 令和 3年 1月29日（金） 午前10時30分
 閉 会 令和 3年 1月29日（金） 午前11時23分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 宮 本 幹 夫

出席議員（9名）

1 番 磨 直 之 2 番 木 村 章 生 3 番 門 脇 吉 春
 4 番 佐 藤 秀 教 5 番 嶋 田 茂 6 番 野 崎 明 廣
 7 番 上 村 智 恵 子 8 番 宮 本 幹 夫 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長 佐 藤 聖 一 郎 教 育 次 長 奈 良 充 雄
 副 町 長 林 幸 治 農 業 委 員 会 長 鶴 田 壽 廣
 教 育 長 岩 井 秋 男 農 業 委 員 会 事 務 局 長 渡 辺 和 之
 総 務 課 長 岩 佐 弘 樹 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 （岩 佐 弘 樹）
 財 政 課 長 鹿 内 力 三 代 表 監 査 委 員 原 田 修
 企 画 課 長 新 見 信 識 見 監 査 委 員 今 井 聡 裕

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 会 午前10時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は9名です。定足数に達していますので、只今から、令和3年第1回仁木町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、7番・上村議員及び8番・宮本議員を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○議会運営委員長（野崎明廣）皆さんおはようございます。

議会運営委員会決定事項について報告いたします。

本臨時会を開催するにあたり、本日、1月29日金曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の臨時会の会期日程等、議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本臨時会は、議案4件が付議されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第3までは、これまでと同様に進めます。日程第4の諸般の報告及び日程第5の行政報告については、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、いずれも省略いたします。日程第6の損害賠償額の決定及び和解については、即決審議をお願いいたします。日程第7の補正予算については、即決審議をお願いいたします。日程第8の条例制定については、即決審議をお願いいたします。日程第9の計画策定については、即決審議をお願いいたします。

続いて、会期について申し上げます。本臨時会招集日は、本日、1月29日金曜日。会期は、開会が1月29日、閉会が1月29日の1日限りといたします。

最後に、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりです。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、1月29日の1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日、1月29日の1日限りとすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程、ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』でございます。

佐藤町長、並びに岩井教育長から行政報告の申し出がありましたが、先ほどの議会運営委員会委員長報告のとおり、同じく本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程、ご高覧願います。

これで、行政報告を終わります。

日程第6 議案第1号

損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて

○議長（横関一雄）日程第6、議案第1号『損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、議案第1号の提案説明をさせていただく前に、この度、令和3年第1回仁木町議会臨時会を招集申し上げましたところ、横関議長、宮本副議長をはじめ、議員各位におかれましては、ご多用にもかかわらずご参集を賜り厚く御礼申し上げます。

そして原田代表監査委員、今井監査委員、鶴田農業委員会会長におかれましても、万障繰り合わせの上、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

また、冒頭の行政報告につきましては、配布させていただきます書面にてご報告とさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは議案第1号の提案説明をさせていただきます。

議案第1号、損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて。仁木町（被告）と・・・・・・・・・・（原告）との間で係争中の令和元年（ワ）第2543号損害賠償請求事件の裁判上の和解を下記のとおり札幌地方裁判所において成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及

び第13号の規定により議会の議決を求める。令和3年1月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、1. 相手方は、札幌市・・・・・・・・・・・・・・・・、・・・・。同じく札幌市・・・・・・・・・・・・・・・・、・・・・でございます。2. 和解の概要、和解条項といたしまして、(1) 被告は、原告らに対し、本件解決金として、200万円（原告らの連帯債権）の支払い義務があることを認める。(2) 被告は、原告らに対し、前項の金員を、令和3年2月26日に限り、北洋銀行札幌西支店の「預かり口 代表 上野八郎」名義の普通預金口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は被告の負担とする。(3) 原告らは、その余の請求を放棄する。(4) 原告ら及び被告は、原告らと被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。(5) 訴訟費用は各自の負担とする。以上で議案第1号の提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、岩佐総務課長の方からご説明させていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩佐総務課長。

○総務課長（岩佐弘樹）議案第1号、損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することにつきまして、ご説明いたします。

この度ご提案申し上げましたのは、平成30年8月24日付けで仁木町農業委員会が発行した買受適格証明書を提出の上、競売物件の入札に参加した住民から、同証明書記載土地地番誤りにより入札が無効となったことに伴い、訴訟を提起された当該賠償請求事件について、札幌地方裁判所からの和解勧試の受入れ並びに損害賠償額の決定についてであります。

本件は、競売物件の入札が無効になった後、原告代理人から、国家賠償法に基づく損害賠償請求の訴状が令和2年1月6日付けで届いて以降、令和2年2月17日の第1回口頭弁論から、令和2年12月15日の第7回口頭弁論まで、弁論準備手続として、原告、被告双方による証拠書類の提出や主張・反論文書の確認などが行われてまいりました。この間、裁判所より和解案が示されており、令和2年12月15日、原告側においても同意する旨の意向が示されたところであります。

本町としましても、委任している弁護士法人 佐々木総合法律事務所の意見も踏まえ、和解金額を含め相当であると判断するに至ったことから、裁判所からの和解案を受け入れることといたしたく、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償額についてご提案申し上げます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）本件につきましては、先般、全員協議会において、一連の説明をいただいたところがありますけれど、結果として本町が原告らに対して、解決金として200万円の支払義務を認めるという結果に至ったわけでありまして、そもそも、訴訟に至った原因が、農業委員会が誤って買受適格証明書を発行したことによるものでありまして、先般の協議会の中では、非違行為に当たらないということでありましたけれども、今回の事件の前提として、職務遂行上の事務局体制等の任用上の責任、そして訴訟費用が着手金と今回の解決金等を合わせますと約300万円になります。大変財政厳しい折、町の貴重な財源を捻出する結果となったことにつきましては、町理事者並びに農業委員会会長の道義的な責任が非常に問われるという事件であると思います。そこで、この責任をどう捉えているのか、またどう対処されるのか、

そのことについてお尋ねをいたします。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）農業委員会におきましては、地方自治法138条の4項に規定します行政委員会として町からは独立した委員会として設置されておまして、直接、町長からの指揮監督を受けない機関でございますけれども、ただ、地方自治法180条の6の規定により、予算の調整・執行等においては、町として関わりを持てるというふうになっておりますので、その観点からですね、私の方から答弁をさせていただきたいというふうに考えております。

今回、事案の発生の和解に伴います、解決の支払いに至る事につきましてでございますけれども、議員からのご指摘のとおり、非常に町にとって極めて大きな支出を伴うという部分でございますので、極めて重要なものと認識しているところでございます。そういった中から、この和解に当たっての責任等の対応についてでございますけれども、まず、関わった当時の農業委員会事務局長でございますけれども、対応といたしましては、ご高齢の町民に寄り添った職員の好ましい対応であるというふうに考えておまして、違法性はないということも裁判の段階において明らかにされております。そういったことから、いわゆる違法行為ではないということなので、懲戒処分等の処分は行わないというふうに考えております。ただ、経過といたしまして、本事案が訴訟へ発展したその経過は、関わりは当然あるもの、否定できないものというふうに考えておりますので、今後、和解等が成立した段階におきまして、文書等で指導して、注意を行いたいというふうに考えております。また、町理事者の対応でございますけれども、先ほどお話ししたとおり、行政委員会として独立した機関でございますので、その事務の過程にですね、町の方で関わりが持てないという形になっておりますけれども、ただ、こういった非常に大きな町民の皆さまに対してご負担を強いることになったことについてはですね、当然道義的な責任を感じているところでございますし、今後、町といたしましても再発防止を含めまして、適切な対応を図っていくというふうに考えております。ただ、違法性はなく1、非違行為に当たらないという部分でございますので、具体的な処分等の対応は取らない方向で考えております。ただ、和解に至る経過等につきましては、町民に対して十分にですね、ご理解をしていただかなければならないと考えておりますので、今後、和解成立後におきましては、広報仁木において、経過と謝罪等に関する記事を掲載させていただきまして、機会あるごとにきちんとしたご説明をさせていただきまして、町民の皆さまに納得をしていただけるようにですね、説明責任を果たしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、農業委員会におかれましては、今回の総会において誤った書面を出したその原因というのは、裁判においても明らかにされた部分でございますし、それに伴う瑕疵ということになっておりますので、この責任はあるものというふうに考えております。ただ実際、農業委員会の各委員におかれましては、それぞれが農業経営などの傍らですね、非常にご多忙の中、日頃適切な業務の執行、特に農地行政を含めてですね、農業の担い手対策等に特段の対応を図っていただいているところでございます。そういったことを鑑み農業委員会においては具体の処分等ということではなく、職責をそれぞれ全うしていただきながら、今後、こういったことがおきないように再発防止に努めていただいた上でですね、それぞれの任期を全うしていただきたいというふうに考えているところでございますし、そういったことで農業委員会の方も、会長からも非常に町民の皆さまに御迷惑をかけたということで、謝罪の念を明確にされているところでございます。そういったことで考えているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）職員の処遇については、私も理解するところでありまして、今回は非違行為に当たらないということで、人事院が発出する懲戒規定ですか、あるいは町の規則にも該当しないということで、書面による厳重注意ということで私もそれは理解するところでありまして。ただ、やはり町民の方はわからないわけですから、その辺の詳しいことは。先ほど、副町長の方から広報等で謝罪をかねて報告したいということでありまして、しっかり町民の方が理解できる形をお願いしたいと思います。

この事件についてはですね、もう既に1年以上経過しているんです。それで、再発防止に努めるということでありましたけれども、この間、再発防止について、どのような対応をされてきたのか。また今後、どのような措置を講じていくのか、どう対処していくのか、その辺について具体的に説明をお願いします。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）再発防止についてでございますけれども、まず、今回、職員にかかる部分がございますので、基本的な考え方といたしましては、今回、数字の間違いということで、そもそも発生したということは否定出来ないところでございます。ただ、職員が町民に寄り添う形ですね、特にご高齢の方とか、非常に事務に不慣れな方に対して、それぞれの行政事務、行政サービスを確保するという、更に向上させるということですね、今後も町民に寄り添った対応をしていくということは大事だというふうに考えております。ですから今回の事案にひるむことなく、今後も同じ考え方で進めるべきだということを考えております。ただ、それとって間違いがあったら許されないということは強く認識しておりますので、今回この事案が発生した以降につきましては、当然議会の皆さまには、行政報告でご説明しているとともに、庁内の政策調整会議等で各管理職が情報共有をしてですね、そういった視点から行政サービスの向上と併せて間違いがないように、それぞれの課内、内部的な牽制体制、また数字の重み、文章の重みをですね、特に若手職員を含めて認識していただくように指導をさせていただいているところでございます。また、農業委員会におかれましても、それぞれ総会において議案が審議されるわけでございますけれども、それにつきましても、配布期間を、事前配布するに当たって、なるべくその確認をしていただける期間を設けるように事務局において徹底して励行しているところでございます。

また、今後につきましてでございますけれども、今後も行政サービスの維持向上を図るという視点も含めまして、職員のミスリードとかケアレスミス等、そういったことが事務の段階で発生しないということが重要でございますので、そういった視点から、今後、再発防止に向けたガイドラインを作るとともにですね、すべての職員を対象とした研修等を今後も続けていきたいと思っておりますし、また、農業委員会事務局におかれましても、特段の確認ができるように、また、内部的にきちんと対応が図れるように、職員の日頃ですね、研鑽に努めるとともに、先ほど申し上げましたとおり、資料等の早期の配布等、再発防止に向けて特段の取組が必要だと思っておりますので、そういったものを今後も取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。以上であります。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）今のご答弁で理解するところでございますけれども、1点残念なのが、うちの町は平成28年度から人事評価制度を導入しているわけでありまして、この間私も、この件については様々な質問をさせていただいたつもりですが、その中で、近年しっかり課の連携が取れていると言いつつも、今回このような事件が起きたということにつきましては、非常に残念に思っているところでありまして、ま

た、本当にこの職務に人事評価が反映されているのか、いささか疑問なところもあります。今後の対応として、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）ご指摘のとおりで、平成28年から人事評価制度を導入いたしまして、現在も実際に試行期間を経て本格導入を図っているところでございます。

人事評価制度につきましては、目的の設定とそれぞれの能力の評価、その達成度合いと、それから個々の能力の評価の2つで実施しているところでございますけれども、その過程において、例えば一般職ですと、その直接の管理職、また管理職ですと私、そういったことですね、評価者と被評価者の関係ですね、日頃からコミュニケーションを図りながら、問題意識を持ってそれぞれの課題解決、それから将来の人材育成という視点から日頃対応をさせていただいているところでございます。

今回のこういった事案についてもですね、当然、私たちは大きな教訓として人事評価制度の中で、よりこういった事故や事案が発生しないように、この制度の運用の中でですね、今後も、今回のことを大きな教訓として活かしてまいりたいと思っておりますし、また、人事評価制度についてはですね、それぞれの状況に応じながら、各年度不断の見直しを行っておりますので、より実効性ある制度となるようにですね、更に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。以上であります。

○議長（横関一雄）4番・佐藤議員。

○4番（佐藤秀教）只今、事務方のトップである副町長の方からご答弁いただきましたが、全くそのとおりだと思います。

首長として、町長の今回のこの事件について、ご意見等、反省を踏まえてちょっと一言いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）全員協議会の場でもお話しさせていただきましたので重複いたしますけれども、今回の一連の不祥事に対して、町から多額の財源を支出させてしまったことに対しては、本当に深くお詫びを申し上げる次第でございます。

ただ、そのような結果をもたらした行為といたしまして、先ほどお話がありましたけれども、今回、非違行為には当たらないという部分もございましたし、私自身も特定の誰かに非があるというふうには、今回の事件の経過の中でも捉えておりません。ただ、このような事故・事件がもう二度と起こらないように、先ほど副町長の方からもありまして、きちんと再発防止に向けたガイドラインを作成するような、又は組織の中での体制をまた見直して、きちんと職に当たるといってお話しさせていただきましたけれども、私自身もこれから職員に対して言わなければならないことは、今回の不祥事を経て「決して萎縮するな」と、そのことによって住民サービスが低下につながってしまえば、結果として住民に支障を来すことになる。ミスをすることは当然起こり得るかも知れない。これは農業委員会に限らず、どこの課にも起こるかもしれないけれども、それを行わないように、万全の対策を経て、努力をしなければならないし、我々の目的としては、住民に寄り添ったサービスを心がけることが1番の公務員としての役割であるということもこれからも指導してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

ただ、一連の今回の不祥事によって多額の支出をしてしまいましたことに対しては、町を代表し、深く町民の皆さんにおわびを申し上げたいと思う次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて』は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号

令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）

○議長（横関一雄）日程第7、議案第2号『令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第2号でございます。

令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）。令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ242万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5650万1000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和3年1月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）鹿内財政課長。

○財政課長（鹿内力三）議案第2号、令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。19款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計242万2000円を追加し、補正後の歳入合計額を43億5650万1000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計242万2000円を追加し、補正後の歳出合計額を43億5650万1000円とするものでございます。

下段、3ページをご覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を

載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源が242万2000円の増となっております。

5ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。19款、繰入金、1項、基金繰入金につきましては242万2000円の追加でございます。1目、財政調整基金繰入金は、財源調整のための増です。

次に、7ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費、1項、総務管理費につきましては242万2000円の追加でございます。1目、一般管理費、委託料、補償補填及び賠償金とも、議案第1号の損害賠償請求事件に係るもので、顧問弁護士への委託料及び和解条項に基づく解決金です。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号

特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例の制定について

○議長（横関一雄）日程第8、議案第3号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第3号でございます。

特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例の制定について。特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例を別紙のとおり制定する。令和3年1月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩井教育長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）それでは、議案第3号、特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例制定について、ご説明申し上げます。

外国語指導助手の逮捕に係る経過等の詳細につきましては、教育行政報告でも説明しておりますが、本

町の外国語指導助手が昨年12月14日に大麻取締法違反、大麻所持の疑いで、厚生労働省北海道厚生局麻薬取締部に逮捕されました。大麻所持につきましては、12月25日に起訴され、翌日の26日には、大麻栽培で再逮捕され、本年1月6日に追起訴されております。1月7日に札幌刑務所、札幌拘置所で本人と面談し、大麻所持を認めましたので、1月13日に教育委員会を開催し、本人の処分について協議をしたところ、起訴内容が薬物事案であること、また本人がそれを認めていることから、人事院の処分基準を準用し、同日付けで懲戒免職処分としたところであります。これに伴い、外国語指導助手の任命権者である教育委員会といたしましても、管理監督責任として教育長の給料の減額を提案するものであります。

それでは、制定条例について説明いたします。議案書の1ページをお開き願いたいと思います。特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例、第1条は、教育長の給与特例に関し、趣旨を規定しているものであります。第2条は、給料月額の特例についての定めであり、教育長の給料月額を、令和3年2月1日から同年2月28日までの間において、特別職給与条例別表に掲げる給料月額から、その月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とするものでございます。附則は施行期日の定めであり、令和3年2月1日から施行するというものでございます。なお関係予算につきましては、令和3年第1回仁木町議会定例会において減額補正することといたします。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔場内、挙手する者あり〕

○議長（横関一雄）まず、原案に反対者の発言を許します。6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）今回の特別職の職員で常勤の給与等に関する件ですけれども、外国語指導助手事件により、教育長の責任として、給与2月分の10%減ということですが、私としては、本事件に対して、私生活の指揮監督まで及ぶものなのかどうか。すべてが確認できるものではないと考えますので、私としては反対いたします。

○議長（横関一雄）次に、原案に賛成者の発言を許します。3番・門脇議員。

○3番（門脇吉春）賛成討論をさせていただきます。

本件については、非違行為に該当するものであり、人事院が発出する懲戒処分の指針及び町の規則に規定する懲戒処分に該当するものと考え、本件に賛成するのであります。以上です。

○議長（横関一雄）他に討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例の制定について』を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔場内、起立多数〕

○議長（横関一雄）起立多数です。

したがって、議案第3号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の特例を定める条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

日程9 議案第4号

第6期仁木町総合計画基本構想及び基本計画の策定について

○議長（横関一雄）日程第9、議案第4号『第6期仁木町総合計画基本構想及び基本計画の策定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第4号でございます。

第6期仁木町総合計画基本構想及び基本計画の策定について。第6期仁木町総合計画基本構想及び基本計画を別冊のとおり策定したいので、仁木町総合計画策定条例（令和2年仁木町条例第15号）第5条及び仁木町議会基本条例（令和元年仁木町条例第7号）第8条第1号の規定により議会の議決を求める。令和3年1月29日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見企画課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見企画課長。

○企画課長（新見 信）議案第4号、第6期仁木町総合計画基本構想及び基本計画の策定につきまして、ご説明いたします。

本町のまちづくりににつきましては、10年ごとのまちづくりにおける指針である第5期計画に基づき、今年度まで町民の皆さまと共に進めてまいりましたが、本計画が本年3月で終了することから、令和12年度までの新しい第6期仁木町総合計画を策定することといたしました。計画の策定については第5期の期間中である平成23年に地方自治法が改正され、市町村における総合計画の策定義務はなくなりましたが、本町においては、昨年9月に仁木町総合計画策定条例を制定し、町の最上位計画と位置付けた中で、まちづくりの総合的かつ計画的な行政運営を図るための指針を示すものとして、基本構想及び基本計画を定めることとし、仁木町議会基本条例第8条第1号の規定に基づき、本計画案を上程するものであります。

はじめにこれまで取り組んできました策定の経緯についてご説明申し上げます。

別冊の129ページから130ページにかけまして策定の経緯を載せてございます。今回の計画を策定するに当たってはこれまで実施してきましたアンケートの徴収を止め、新たな取組として、一昨年の9月に、町内在住の高校生や町内に勤務する方などをはじめ包括連携協定を締結している企業や、後志総合振興局など、官民の関係者に参加いただきまして、ワークショップを開催しております。グループワークを通して、本町の魅力や将来像、今後の町の取組などについて様々なご意見をいただき、4グループがそれぞれの取組を発表するという会形式で、計6回開催をいたしました。その他、14の関係団体にヒアリングをさせていただき、現状と課題、今後のまちづくりに関する意見や要望の聞き取りを行い、取りまとめを行っております。それらの意見や、第5期の達成度評価を踏まえ、昨年4月から係長職以上の職員を3部会に分けましたワーキング部会において、素案を検討し、総合計画の原案づくりに取り組んでまいりました。審議会におきましては一昨年12月16日に18名で構成します審議会の第1回目を開催いたしまして、昨年5月8

日に、町長への諮問、書面開催を含む、合計4回の審議会や分科会での検討及びパブリックコメントを経て、本年1月13日に町長へ答申がなされたところでございます。

それでは計画の内容についてご説明をいたします。

計画書の16ページをご覧ください。基本構想でございます。総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造となっております。基本計画は、まちづくりの基本理念と施策の大綱などを示したものでございます。

まず、まちづくりの基本姿勢といたしまして3点を定めております。1点目は、果実とやすらぎの里としての知名度を高め、特性を磨き、町の個性を確立するまちづくりに取り組みます。2点目として、IoTやSDGsなど、新しい時代の流れを取り入れたまちづくりを進めます。3点目として、様々な町民の意向や意見の把握に努め、町民とともに歩むまちづくりを推進していきます。これらを基本姿勢として、住みよい魅力的なまちづくりに取り組んでまいります。

次に、18ページをお開き願います。10年後のまちの将来像を「果実とやすらぎの里・仁木町 魅力ある、住みよい、個人の主体性と地域の共生・調和を大切にすまち～すべては未来の子どもたちのために～」と定め、この将来像に込めた思いとして、4つの視点を軸に副題にもありますように、これから生まれてくる子どもたちが、仁木町で希望を持って成長し、安心して生活することができるよう、行政だけでなく、企業、民間団体、そして様々な世代の町民が一体となったまちづくりを通じ、仁木町の持続的な発展を目指してまいります。

続きまして、19ページでは、本計画の最終年度であります令和12年度における目標人口を設定しております。こちらは、第2期仁木町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略を本計画における重点戦略として位置付け、同戦略における人口3194人を確保することを目標としております。

20ページにおきましては、仁木町の土地利用の基本方針を定めております。今後予定されるインターチェンジの開通など、本町を取り巻く環境が大きく変わっていくことが想定される中、有効な土地利用を図っていく必要があることから、豊かな自然環境の保全や産業振興などが適切に図られるよう、調和の取れた土地利用を進めてまいります。

21ページからは施策の大綱を定めております。これまでの課題を整理し、町の将来像を達成するために、5つの基本目標、「町民に健康と安心を」、「町民に質の高い教育を」、「町民に生活の潤いを」、「町民とともに築く豊かで活力ある産業振興を」、「町民とともに推進するまちづくりを」この5つの基本目標をそれぞれの分野に分け、基本計画として策定しております。

25ページからは、基本計画の内容となっております。基本計画では町の将来像の実現のための、この5つの基本目標の達成に向け、各分野でのこれまでの取組や現状と課題の把握を行い、基本方針、目標指標及び主な施策を設定し、こちらの計画の中では64の目標指標を定めております。今回の計画策定及び審議におきましては、基幹産業である農業をはじめとする雇用労働力の確保、高齢化に伴う地域福祉や公共交通の充実について意見が出され、今後10年、町だけを見ても情報化の進展や高規格道路の開通など、大きな変化が見込まれるだけでなく、新感染症の発症による社会全体における経済情勢や生活環境も大きく変化する中において、新たな地域の魅力の再発見や、関係人口の増加への取組などが論議され、その変化に柔軟に対応したまちづくりを進めるための施策を盛り込んでおります。また、答申には施策を進める上で留意してほしい個別意見が付されておりますので、今後の実施計画の策定に当たり十分尊重していき

いと考えております。

最後になります。128ページ以降に参考資料として只今ご説明いたしました計画策定の経緯の他、審議会委員名簿、計画策定の実施体制及び審議会条例を載せておりますので、後程ご高覧願います。以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『第6期仁木町総合計画基本構想及び基本計画の策定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『第6期仁木町総合計画基本構想及び基本計画の策定について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時19分

再 開 午前11時19分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き会議を開きます。只今の出席議員は9名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいにより、発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和3年第1回仁木町議会臨時会の閉会に当たり一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時会に提案いたしました案件につきましては、議員各位の慎重なるご審議の下、ご可決賜り衷心より御礼申し上げます。

また、各議員の皆さま方から賜りましたご指摘、ご意見等を踏まえ、この度の損害賠償請求事件につきましては、今後同じミスを繰り返さないためにも再発防止に向けて努めていかなければならないという強い認識の下、私も含め、職員皆が重く受け止め、今後の職務に励んでまいり所存であります。そして総合計画につきましても、新年度から施行されるに当たり、新たなスタートラインに立った気持ちで職務に当たることはもちろんのこと、今後、我々を取り巻く社会情勢を鑑み、変化に対して柔軟に対応し、持続可能な地域づくりを目指し、地域一丸となり取組を進めてまいり所存であります。前例がない、人がいない、お金がない、リスクが高いことは避けるといった事なかれ主義に対する議論は以前からありますが、このようなときこそ皆で知恵を出し合い、これまでに経験のないことを恐れずに前向きに挑戦することの大切さを学ぶ機会として、今後も職員共々、様々な取組を実行してまいりますし、コロナ渦という厳しい状況にただ耐えるだけではなく、次のステップに向けて備えることが、明るい兆しにつながるものと考えてい

るところでございます。先行きの見えない不確実さにどのように対処していかなければならないのか。変化を余儀なくされたとき、私たちはどのような行動をとるべきか。その指針となるものが、総合計画であります。本町が目指す将来の姿を明らかにし、その姿を実現するための方向を示すために定めるものが総合計画であるならば、私たちはその計画をベースに、まちづくりを進めてまいりますし、いかなる厳しい状況下においても、方向性を見失うことなく、すべては未来の子どもたちのためにという目的を遂行させるべく邁進してまいります。

最後になりますが、今後におきましても、議員各位の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、引き続き健康管理には十分ご留意されますよう合わせてお願い申し上げます。本臨時会の閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。本臨時会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和3年第1回仁木町議会臨時会を閉会します。ご審議、大変ご苦労様でした。

閉 会 午前11時23分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和3年第1回仁木町議会臨時会議決結果表

会 期 令和3年1月29日～1月29日（1日間）

（開会～午前10時30分／閉会～午前11時23分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
議案第1号	損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて	R3.1.29	原案可決
議案第2号	令和2年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第6号）	R3.1.29	原案可決
議案第3号	特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の特例を定める条例の制定について	R3.1.29	原案可決
議案第4号	第6期仁木町総合計画基本構想及び基本計画の策定について	R3.1.29	原案可決